



国体・障スポ

誰でも気軽に参加！ デモスポ参加者を募集します

国体のデモスポは、生涯を通じてスポーツに親しむことで、健康増進や体力向上につなげようとの観点から、住民の皆さんが手軽に参加できる競技として始まったものです。この機会に国体に参加して盛り上げましょう！



デモスポとは？

デモンストレーションスポーツ（デモスポ）とは、国体のトップアスリートが参加する競技とは別に、県民誰でも参加できる競技です。敦賀市では「ウォーキング」と「ドッジボール」の2競技が実施されます。

ウォーキング walking

平成30年 **8月19日** 日
 会場 金ヶ崎緑地および市内コース
 申込期間 5月18日(金)～7月19日(木)
 (定員：819人)



ドッジボール dodge ball

平成30年 **8月5日** 日
 会場 総合運動公園体育館
 申込期間 6月1日(金)～6月30日(土)
 (定員：競技の部 720人 交流の部 50人)



- ▶内容
◎3kmコース、◎5kmコース、◎10kmコース
- ▶参加資格
○高校生または18歳未満は保護者の同意が必要
○小学生以下の者が参加する時は、保護者または引率者の参加が必要
- ▶参加条件
介助が必要な場合は、介助者の同伴参加が必要(コースの特性上、車イスの方は事前にご相談ください)
- ▶参加負担金
1人300円(未就学児は無料)
- ▶問合せ・申込先
敦賀市実行委員会事務局
※参加申込書はHPからダウンロードできます



- ▶競技の部
- ▶種別
小学生低学年の部、小学生高学年の部
一般混合の部、一般女子の部
- ▶参加資格
18歳未満の者が参加する場合は、保護者の同意が必要
- ▶参加負担金
1チーム2,000円
- ▶問合せ先
福井県ドッジボール協会事務局
TEL 0776-21-0601 FAX 0776-21-0601
- ▶交流の部
- ▶内容
スピードガンコンテスト(2回測定し、その速度を測定)
- ▶参加資格
○18歳未満の者が参加する場合は、保護者の同意が必要
○小学生以下の者が参加する時は、保護者または引率者の参加が必要
○自力でボールを投げることができる方(介助が必要な場合は、保護者または介助者の付き添いが必要)
- ▶参加負担金
無料
- ▶問合せ・申込先
敦賀市実行委員会事務局
※参加申込書はHPからダウンロードできます



福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会
 敦賀市実行委員会事務局(国体推進課)

〒914-0823 福井県敦賀市沓見149-1 敦賀市総合運動公園内
 TEL 0770-22-8255 FAX 0770-47-5282
 E-mail kokutai@ton21.ne.jp

●SNS (Instagram・twitter・Facebook)
 アカウント名「@tsuruga2018」

●ホームページ 福井国体 敦賀市 検索
<http://www.city.tsuruga.lg.jp/kokutai/index.html>

架空請求にご用心！ 不審なハガキやメールは無視しよう！

市内でも、はがきやメールによる架空請求が急増しています。いかにも実在しそうな公的機関などの差出人を装い、連絡すると、電話番号などの個人情報が知られ、お金を要求される恐れがあります。絶対に連絡しないで、無視しましょう。不安を感じる場合には、まずは敦賀市消費生活センター(消費者ホットライン☎188)にご相談ください。



架空請求とは、身に覚えのないサービス利用料などを請求し、現金などをだまし取るようにする詐欺の手口です。

架空請求のはがきの例

何の料金かわからない

どこが、はっきり書いていない

電話しないといけないのかな...

国の機関と思わせる

総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知いたしましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されましたことをご通知いたします。管理番号(え)584裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。なお、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押え及び、動産、不動産物の差し押えを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証明の交付を承諾していただくようお願い致します。裁判取り下げなどのご相談につきましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年〇〇月〇〇日
 法務省管轄支局 〇〇訴訟〇〇センター
 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
 取り下げ等のお問合せ窓口 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 受付時間 9:00～20:00(日、祝日を除く)



本物だと思わせて不安にさせる

脅し文句を書いて、「困ったことになる」など不安な気持ちにさせる

はがき到着の翌日の期日が多く、考える時間を与えない

はがきやメールでの
架空請求に注意！

架空請求は、左の図のようなはがきが届くなど、身に覚えのない利用料や未納があるように見せかけ、支払う必要のないお金を奪いとろうとするものです。このような請求があった場合には連絡せず無視し、脅しにひるむことのないよう冷静に対処しましょう。

注意するポイント

- 身に覚えのない請求は無視する。
- 絶対に連絡をしない。
- 法的措置、給与・財産の差し押さえの言葉に驚いて、あわてて振り込まない。
- 調査して解決するという悪質業者と契約しない。
- まずは市の消費生活センターへ電話し、相談する。



収納代行を悪用した詐欺が急増しています

収納代行は、コンビニエンスストア内の端末に十数桁の番号を入力して、インターネット通販などで購入した商品の代金を支払うことができるサービスです。

詐欺グループはこのサービスを悪用して、商品券などをインターネット通販で注文し、収納代行に必要な番号を入手します。その一方で、不特定多数に「消費料金が未納」などとするウソのはがきやメールを送りつけ、反応があった人に収納代行に使う番号を伝えてコンビニで支払わせます。不審なはがき、メールは相手にせず、不安がある場合は、一人で悩まず、まずは消費生活センターにご相談ください。

問合せ・相談先

気軽にご相談ください。
 相談は無料です。秘密は守られます。

生活安全課(敦賀市消費生活センター)
 ☎22-8115
 ☎188(消費者ホットライン)
 場所 市役所1階 15番窓口
 相談日 月～金曜日
 (祝日・年末年始を除く)
 相談時間 8時30分～17時15分

弁護士による個別専門相談(無料)も開催しています。詳しくは、12頁をご確認ください。